



税理士 山本 善通 氏

## Question インボイス取下げ・取消し

当組合は、共同購入事業を主事業としていますが、組合員のなかには免税事業者も多く、インボイスの登録をしたものの、取下げを検討している事業者もいます。取下げと取消しの違いがよく分からないので、概要を教えてください。

## Answer

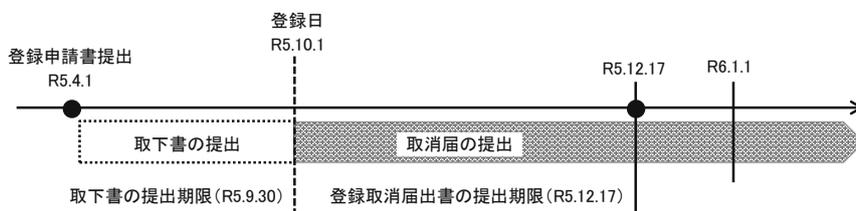
### 【概要】

令和5年10月1日から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

既にインボイス登録を受けた事業者で、都合により登録を取りやめたい場合の対応について、国税庁から「インボイス制度において事業者が注意すべき事例集」が公表されましたので、当該部分を抜粋し、紹介いたします。

項目	想定されるケース（やりたいこと）	注意すべき内容
登録の取下げ・取消し	インボイス制度開始前にインボイス発行事業者の登録を取り下げるケース	令和5年10月1日以後に取下げは不可。取消しの手続きしかできず、少なくとも令和5年10月1日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じる。 ※令和5年10月1日を登録日としていた場合、取下書はその前日（9月30日）までに提出する必要がある。 ※インボイス制度開始後に、登録申請書を提出してから登録日までに登録を取り下げたい場合も、取下書対応となる。
	インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日から取消しとなる。
	令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置の適用により登録を行い、登録を取り消すケース	翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、登録日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。

### 〈個人事業者の場合の事例〉



### 【留意点】

#### 〈取下書について〉

取り下げる場合は、令和5年10月1日以後は不可となり、取消しの手続きしかできません。したがって、9月30日までに提出する必要がありますが、当日は土曜日ですので、9月29日に到着するようにしてください。（到達主義）

尚、この取下書については、様式は公表されていないので、併せて留意してください。

#### 〈取消書について〉

「登録取消届出書」により、翌課税期間の初日から登録を取り消す場合は、（令和5年12月17日、通信日付の）発信主義になりますので、留意してください。